６９．ドリームライン年金型サポートプラス（上乗せ金利年金受取型預金）

（2026 年 11 月 9 日現在）

１．商品名と概要	ドリームライン年金型サポートプラス（上乗せ金利年金受取型預金） お預け入れ可能期間（以下、積立期間という。）を設定し、据置期間経過後にお客様のライフプランにあわせて年金形式で分割してお受取りいただく商品です。据置期間中はもちろん、お受取期間中も上乗せ金利でお預かりいたします。
２．ご利用いただける方	申込時点で以下の条件を全て満たす方 ①満 65 歳以上、かつ、当金庫に公的年金等のお受取をご指定いただいている個人のお客さま ＊年金指定の対象となる年金には、公的年金だけでなく、企業年金（有期年金）も含みます。 ②「退職金等専用定期預金」「ドリームライン定期預金」を通算で５年以上お預入れいただいている方
３．期間	・積立期間を 1 か月以上で設定いただきます。 積立期間は、1 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、5 年からご選択いただきます。 ・受取開始日までに、3 か月以上の据置期間が必要です。 据置期間は、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、5 年からご選択いただきます。
４．お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	・　積立期間内で一括または分割してお預け入れ可能です。 ＊自動積立によるお預け入れはできません。 ・　店頭のみのお取扱いとなります。 ＊　インターネットバンキングおよびＡＴＭによるお取扱いはできません。
(2) お預け入れ金額	下限：1 円以上 上限：「500 万円」または「「ドリームライン定期預金」合計預入金額」のいずれか低い方 ＊本商品による合計預入金額はお一人様あたり「500 万円」または「「ドリームライン定期預金」合計預入金額」のいずれか低い方とさせていただきます。
(3) お預け入れ単位	1 円単位
(4) 取扱媒体	通帳のみ
５．払い戻し方法	・　支払開始日以降、年金形式でお支払いたします。 受取期間は、3 年、5 年、10 年からご選択いただきます。 ・　お受け取りは、毎月、2 か月ごと、3 か月ごとから選択することができ、ご指定の口座（当金庫の口座に限ります）にお振り込みいたします。
６．利息	

<table>
<tr><td>(1) 預入商品・適用金利</td><td>各預入時にスーパー定期でお預かりし、エース預金「スーパー型」の店頭表示の利率に、上乗せ利率を加えた利率を適用します。

【預入日から年金受取開始日までの期間が 5 年 6 か月以下の預入】
・ 年金受取開始日を満期日とする以下の預入期間に応じた商品でお預かりします。
<table><tr><th>取扱区分</th><th>預入商品</th></tr><tr><td>預入期間1年未満</td><td>スーパー定期（単利）でお預かりし、エース預金「スーパー型」の利率+上乗せ金利を適用いたします。</td></tr><tr><td>預入期間 1 年以上 3 年未満</td><td>預入日から3年後応当日を最長預入期限とするワイド定期でお預かりし、エース預金「ワイド型」の利率+上乗せ金利を適用いたします。</td></tr><tr><td>預入期間 3 年以上 5 年 6 か月以下</td><td>スーパー定期（複利）でお預かりし、エース預金「スーパー型」の利率+上乗せ金利を適用いたします。</td></tr></table>
【預入日から年金受取開始日までの期間が 5 年 6 か月超の預入】
・ 年金受取開始日前6か月ごとの応当日を「まとめ日」とします。
・ スーパー定期は、預入日から5年以上5年6か月以下の間に到来する最初のまとめ日を満期日とします。
・ まとめ日において満期日の到来した預入をスーパー定期に一口にとりまとめて継続し、当該まとめ日におけるエース預金「スーパー型」の店頭表示利率に上乗せ利率を加えた利率を適用します。

・ 店頭表示金利へ1.00%上乗せした利率を適用します。
・ 積立期間中からお受取り期間終了まで、上乗せ金利を適用します。
・ 金利情勢の変動等により、お取扱期間中に上乗せ金利幅を見直す場合があります。
・ 積立期間中に上乗せ利率の見直しがあった場合は、見直し後のお預け入れ分(継続分も含む)から、新たな上乗せ利率を適用します。
・ 据置期間中に上乗せ利率の見直しがあった場合は、年金元金計算日(年金受取開始日)に、新たな上乗せ利率を適用します。
・ 年金受取期間中に上乗せ利率の見直しがあった場合は、年金元金再計算日に、新たな上乗せ利率を適用します</td></tr>
<tr><td>(2) 利払い方法</td><td>満期日が同一のスーパー定期、ワイド定期ごとに、満期日以後に一括してお支払いたします。</td></tr>
<tr><td>(3) 計算方法</td><td>スーパー定期（付利単位 1 円、1 年を 365 日として日割計算で預入期間が 3 年以上になる場合は 6 か月ごとの複利、1 年未満になる場合は単利）またはワイド定期（付利単位 1 円、1 年を 365 日として日割計算で 1 年以上 3 年未満の場合は 1 年ごとの複利）の計算方法を適用します。</td></tr>
<tr><td>7．税金</td><td>20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%・地方税 5%）</td></tr>
</table>

	＊　復興特別所得税が付加されることにより、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。 ＊　マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。
8．手数料	―――――
9．付加できる特約条項	
当座貸越	・　自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになったときに自動的に融資すること。当座貸越といいます。）を利用することができます。 ・　総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金も合算します）の 90%（千円未満切り捨て）または 300 万円のうちいずれか少ない金額とします。 ・　貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に 0.50%を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低い方から適用されます。
10．満期日前解約（中途解約）の取り扱い	満期日前に解約（中途解約）する場合の利息は、お預け入れ日から解約日の前日までの日数について、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切り捨て）により計算します。 (1) スーパー定期の場合

【預入期間 5 年以上 5 年 6 か月未満（6 か月複利計算)】

中途解約日までの期間	中途解約利率
1 年 6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率
1 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×20%
3 年以上 4 年未満	約定利率×40%
4 年以上 5 年 6 か月未満	約定利率×70%

【預入期間 4 年以上 5 年未満（6 か月複利計算)】

中途解約日までの期間	中途解約利率
1 年 6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率
1 年 6 か月以上 2 年 6 か月未満	約定利率×20%
2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×30%
3 年以上 5 年未満	約定利率×60%

【預入期間 3 年以上 4 年未満（6 か月複利計算)】

中途解約日までの期間	中途解約利率
1 年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率
1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×40%
1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×50%
2 年以上 4 年未満	約定利率×70%

【預入期間 1 年未満の場合（単利計算)】

中途解約日までの期間	中途解約利率
6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率

	6か月以上1年未満 | 約定利率×50% (2) ワイド定期の場合 【預入期間1年以上3年未満（1年複利計算)】 中途解約日までの期間 | 中途解約利率 6か月未満 | 中途解約日における普通預金の利率 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% ＊ ワイド定期の約定利率は、お預け入れ日から支払開始日までの期間が2年以上の場合は「2年以上」利率とし、2年未満の場合は「2年未満」利率とします。
11. 預金保険制度	この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。
12. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧いただくか、窓口にお問い合わせください。
13. 商品に関するお問い合わせ	フリーダイヤル：０１２０－１９１９－６２ 受付時間　　平日　午前9時～午後5時
14. 苦情処理措置（ろうきんへの相談）	ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：東北労働金庫　お客様相談窓口】０１２０－１９１５－６２ 受付時間　　平日　午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https:// www.tohoku-rokin.or.jp
15. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	・東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお問い合わせください。 ・また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間　平日　午前9時～午後5時
16. その他参考となる事項	・　当上乗せ金利年金受取型預金制度は見直す場合があります。

	・　金利情勢の変動等により、お取扱期間中に以下の通り上乗せ金利幅を見直す場合があります。

東北労働金庫